人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
農林水産大臣齋藤健海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する
（外務省大臣官房）外務事務官　尾池　厚之
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房TPP等政府対策本部首席交渉官代理を命ずる（以上八月十五日）
○外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○防衛大臣臨時代理
同　菅　義偉
防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する
北川　瞬
簡易裁判所判事兼判事補に任命する
（東京地方裁判所判事）判事　福家　康史
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上八月十六日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月十五日午前十一時四十二分御出門、全国戦没者追悼式に御臨席のため、日本武道館（千代田区）へ行幸啓、午後零時三十一分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、インドネシア国の独立記念日につき、八月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ガボン国の独立記念日につき、八月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成29年８月18日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道24号	奈良県御所市大字蛇穴69番１から奈良県五條市居傳町895番１まで
一般国道158号	福井県吉田郡永平寺町谷口５字池ノ谷31番から福井県勝山市鹿谷町杉俣29字大谷50番２まで

２　指定する期日　平成29年８月18日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成29年８月18日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道24号	奈良県御所市大字蛇穴69番１から奈良県五條市居傳町895番１まで
一般国道158号	福井県吉田郡永平寺町谷口５字池ノ谷31番から福井県勝山市鹿谷町杉俣29字大谷50番２まで

２　指定する期日　平成29年８月18日

３　通行方法　１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人満田明彦は願により公証人を免ぜられた。

豊澤佳弘は公証人に任命され、東京法務局所属公証人満田明彦の後任を命ぜられた。（以上八月九日）（法務省）

公告

諸事項

工場財団

北海道苫小牧市字勇払329番地の１**とまこまい勇払ソーラーパーク合同会社**の工場財団に北海道苫小牧市字勇払329番１とまこまい勇払ソーラーパークの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年８月18日　札幌法務局苫小牧支局

岩手県釜石市橋野町第14地割13番地５**株式会社ユーラスエナジー釜石**の工場財団に岩手県釜石市橋野町第14地割13番地５株式会社ユーラスエナジー釜石釜石工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年８月18日

盛岡地方法務局宮古支局

東京都杉並区井草一丁目13番15号**東亜紙巧業株式会社**の静岡県富士宮市外神東町59番地、61番地、58番地東亜紙巧業株式会社富士宮工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年８月18日

静岡地方法務局富士支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成29年８月７日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年８月18日

山形地方法務局長　小山　浩幸

記

氏名　佐々木隆一
所属する司法書士会　山形県司法書士会
登録番号　山形第363号
事務所の所在地　山形県米沢市春日二丁目２番９号
違反行為　成年後見受託事件の遅滞

証票無効

法人．復興特別法人．地方法人．消費．地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

平成27年７月10日交付　第平27―18000033号

大阪国税局　財務事務官　益岡　　洋　名義分

平成29年７月13日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成29年８月18日

国税庁